

浄化槽管理者（設置者）各位

新潟県指定検査機関
一般財団法人新潟県環境衛生研究所

浄化槽の法定検査手数料改定について（お知らせ）

浄化槽管理者の皆様には、日頃から浄化槽の法定検査の受検につきまして、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当研究所では、新潟県の指定検査機関として浄化槽の法定検査を実施しております。本検査に係る手数料につきましては、平成 29 年から現行手数料を維持してきましたが、昨今の急激な物価高騰及び労務費の上昇に伴い経費の増加が避けられない状況です。これまで事務効率化等の経営努力によりコスト削減に努めてまいりましたが、令和 9 年 4 月 1 日から新潟県告示第 229 号のとおり、新たな手数料に改定することになりました。

浄化槽管理者の皆様には御負担をおかけいたしますが、本件につきまして御理解を賜りますようお願い申し上げます。

浄化槽法定検査手数料（非課税）（令和 8 年 3 月 31 日 新潟県告示第 229 号）

浄化槽の規模 (人槽)	7 条検査（竣工検査）		11 条検査（定期検査）	
	現行手数料 (円)	令和 9 年 4 月 1 日 以降の 手数料 (円)	現行手数料 (円)	令和 9 年 4 月 1 日 以降の 手数料 (円)
5～10	11,200	12,000	4,100 (効率化 11 条検査)	5,000 (効率化 11 条検査)
11～20	12,600	13,300		
21～50	12,900	13,900	8,600	9,300
51～200	18,800	18,800	12,600	12,800
201～500	23,600	23,600	16,000	16,200
501～2000	26,600	27,300	19,200	20,200
2001～	31,000	31,000	22,000	22,700

○7 条検査（竣工検査）

新たに浄化槽を設置して、使用開始後 3～8 か月の間に 1 回受けなければいけない最初の検査です。浄化槽が適切に設置され、本来の機能が発揮されているかを確認します。

○11 条検査（定期検査）

毎年 1 回受けなければいけない検査です。浄化槽が適正に管理され、正常に機能しているかを確認します。

○効率化 11 条検査（定期検査）

新潟県では、20 人槽以下の浄化槽について、通常の 11 条検査よりも効率化した定期検査を行っています。保守点検業者に所属する採水員が現地検査と水質検査のための放流水の採取を行い、水質分析と総合判定を検査機関が行います。



(新潟県告示)



(検査機関 HP)

【お問い合わせ先】

一般財団法人新潟県環境衛生研究所

TEL 0256-93-1010 FAX 0256-94-0988